

第4章 そ の 他



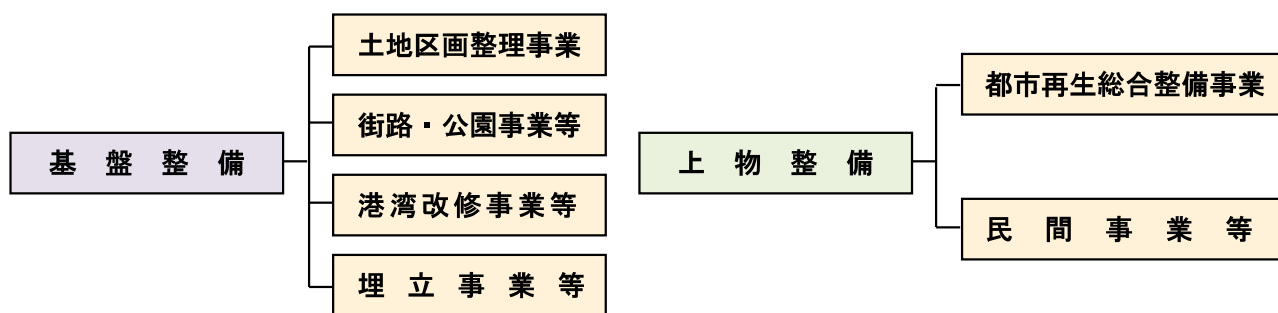
第1節 高松港頭地区(サンポート高松)総合整備事業

サンポート高松の整備基本計画については、昭和58年度から、国、県、市の関係機関や学識者、各種団体関係者等の参画による委員会方式で種々協議検討を重ね、平成2年度に「新都市拠点総合整備事業計画」の大臣承認を得て、平成4年度に「土地区画整理事業」の都市計画決定を行い、開発区域の土地利用方針や街区割りなど、まちの骨格となる部分が定められました。

さらに、まちづくりに関する有識者や関係者で組織された「まちづくり委員会」において、サンポート高松の「顔づくり計画」として、目指すべきまちづくりのあり方を取りまとめて「まちづくりの方針」を作成しました。これらに基づいて、ゾーンごとの都市施設や機能配置、景観形成への配慮など、魅力ある都市景観と都市機能を備えたまちづくりを行うこととし、平成7年度にそのルールとなる「地区計画」を都市計画決定し、これらに沿ってまちづくりを進めてきました。

このように昭和58年度から進めてきたサンポート高松は、平成10年に公有水面埋立が竣工し、2万トンバスなどが完成、平成13年5月には高松駅新駅舎、高松駅前広場、同地下駐車場、高松港旅客ターミナルビルなどの一部施設をオープンし、平成16年3月に多目的広場、同地下駐車場、高松シンボルタワー、サンポートホール高松などが竣工し、グランドオープンしています。

●事業手法



●整備方針

国際化、情報化に対応した新しい都心の核づくり

国際化時代に向けた交流拠点を形成する施設や、高度情報化社会に向けた情報拠点を形成する施設を導入して、中枢管理都市としての機能を強化します。

『瀬戸の都』のシンボルゾーンの形成

美しい瀬戸内海の景色を活かした、海と親しみを憩える水辺空間や、玉藻城(玉藻公園)と一体となって創り出す優れた都市環境と、都市拠点を形成する中核施設をあわせ持つ、高松の中心にふさわしいシンボルゾーンをつくります。

海陸交通のターミナル機能の強化

高松港、JR高松駅、駅前広場などの再整備を通して、四国の表玄関にふさわしい、海陸交通の結節拠点としての機能を強化します。

既成市街地の再整備

駅周辺の既成市街地を更新し、新しい商業・業務機能を持った都市拠点へとまちの機能を更新します。



●土地利用計画

Ⅵ 街づくりの状況

1 土地利用計画図

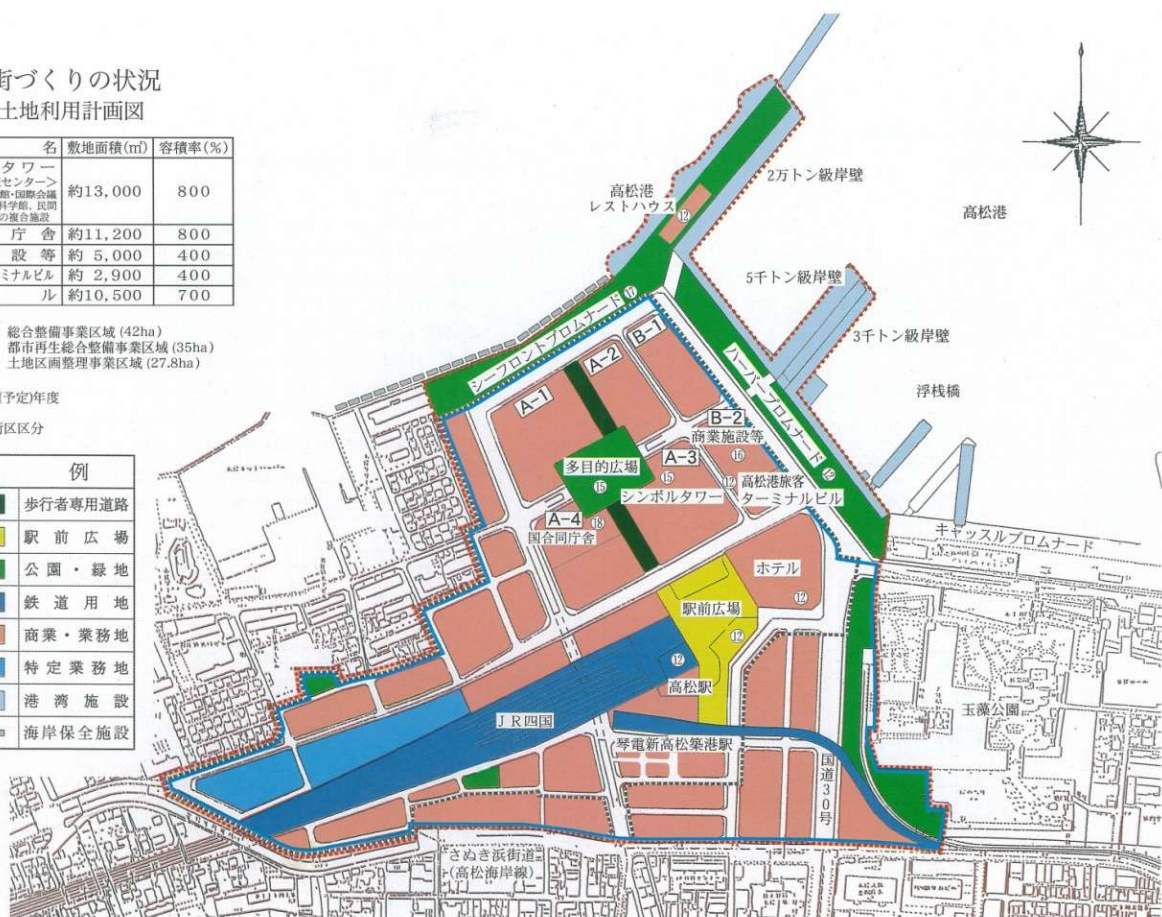
施設名	敷地面積(m ²)	容積率(%)
シンボルタワー <高度情報交流センター> (コンベンション・新市民会館・国際会議場等)、情報通信科学館、民間美術館・商業機能等の複合施設	約13,000	800
国合同庁舎	約11,200	800
商業施設等	約5,000	400
高松港旅客ターミナルビル	約2,900	400
ホテル	約10,500	700

----- 総合整備事業区域 (42ha)
 ----- 都市再生総合整備事業区域 (35ha)
 ----- 土地再開発事業区域 (27.8ha)

○内は完成(予定)年度

□内は街区区分

凡	例
	歩行者専用道路
	駅前広場
	公園・緑地
	鉄道用地
	商業・業務地
	特定業務地
	港湾施設
	海岸保全施設



第2節 都市再生緊急整備地域

都市再生緊急整備地域とは、「都市の再生拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域」とされています。

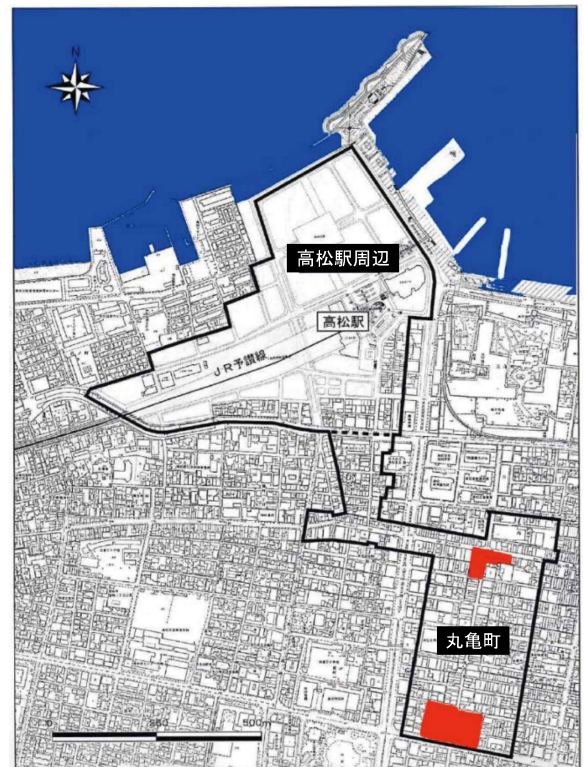
具体的な指定基準は、

- ①都市計画・金融をはじめとする諸施策の集中的な実施が想定される地域
- ②早期の実施が見込まれる都市開発事業等を含む地域
- ③都市全体への波及効果を有する的確な土地利用への転換が具体的に見込まれる地域

などです。

高松市では現在推進している丸亀町商店街市街地再開発事業等のプロジェクトを着実かつ効率的に推進するため、香川県との連名によりサンポート高松と丸亀町商店街を含む約51haについて都市再生緊急整備地域（高松駅周辺・丸亀町地域）の指定（平成15年7月18日）を受けています。

高松駅周辺・丸亀町地域



高松駅周辺・丸亀町地域の地域整備方針

整備の目標	都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項	公共施設その他の公益的施設の整備に関する基本的事項	緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に関し必要な事項
四国の玄関口である高松駅周辺地域において、埋立地や未利用の鉄道用地の大規模土地利用転換等により、商業・業務・居住など多様な機能を備えた、魅力とにぎわいにあふれたまちづくりを行い、新しい複合拠点を形成併せて高松駅周辺地域から連続する兵庫町、丸亀町等の中央商店街の商業機能の高度化と居住環境の改善を進め、高松駅周辺地域と連携しつつ中心市街地の活性化を図り、新しい都市拠点を形成	〔高松駅周辺〕 ○高松港、高松駅、駅前広場などの再整備を通じ、四国の玄関口にふさわしい、海陸交通の結節機能を強化 ○国際化・情報化に対応した文化・コンベンション機能、情報発信交流機能、業務・商業機能など多様な機能を備えた交流拠点を形成 ○高松駅周辺地域のウォーターフロント街区において、海辺の景観に配慮しつつ中心市街地とも連携した魅力的な商業機能等を導入	○官公庁施設の集約化により行政機能の効率化や住民の利便性向上を図るとともに、災害時に対策活動を行う防災拠点の整備を促進 ○安全で快適な歩行者空間の整備 ・壁面後退等によるにぎわいとゆとりのある歩行者空間	○海水を活用した地域熱供給システム、下水道再生水の利用、太陽光発電の利用を通じ、環境に配慮した都市開発事業を促進
	〔丸亀町〕 ○連続する商店街を活かし、高松駅周辺地域との回遊性を有したにぎわいと交流のある広域的な商業機能を強化 ○丸亀町を中心に、商業、居住、アミューズメント、文化等の都市機能を集積させた複合的な市街地を形成 ○土地の集約化による防災機能の強化 ○都心居住人口の増加を図るため、快適で質の高い居住環境機能を充実	○高松駅周辺地域と中心商店街との回遊性を高めるため、壁面後退等によりにぎわいのある快適な歩行者空間を創出 ○丸亀町において、交流とにぎわいが生まれる市民広場を整備 ○駐車場、駐輪場を整備 ○大規模災害時に備え、建築物の不燃化、耐震化、延焼防止対策等により、災害に強いまちづくりを推進	

第3節 美しいまちづくり

1. 美しいまちづくり

わが国において、高度経済成長時代を通じて、物の豊かさや都市の基盤整備が進んだものの、結果としてそれぞれの地域で培ってきた固有の景観が損なわれるとともに、全国どこへいっても変わらない景観が生み出されてきたといえます。また、良好な景観が失われるということだけでなく、地域への誇りや愛着の喪失をも生み出しました。

これに対し、昭和40年代後半から、生まれ育った地域の景観を大切にしようという動きが起こり、全国の地方自治体において、自主的な景観などに関する条例の制定、景観に関する計画の策定、大規模な建築物等に関する誘導基準に基づく景観形成など、良好な景観の形成に関する動きが進められたことを背景に、国において、良好な景観の形成を促進するために、平成16年に「景観法」を制定されました。

本市では、景観法の制定以前から、「美しいまちづくり」に積極的に取り組み、「都市景観条例」の制定（平成5年3月）、「都市景観基本計画」の策定（平成6年2月）、「環境美化条例」の制定（平成9年3月）を行うなど、良好な都市景観の形成と環境美化の推進に取り組んできました。

そして、さらに美しいまちづくりの実現を図るため、都市景観と環境美化に関する施策を一体的に推進する基本条例として、平成21年12月に「美しいまちづくり条例」を制定しました。

また、美しいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成23年3月に「美しいまちづくり基本計画」を策定しました。

●美しいまちづくり基本計画（概要）

目標像 『だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松』

◆目標

- 1 海に拓かれた活力と気品のあるまち
- 2 讃岐平野に抱かれた人々の営みが織りなす快適なまち
- 3 讃岐の歴史・文化を未来へ継ぐまち
- 4 折り重なる緑に包まれた自然豊かなまち

◆基本理念

- 1 良好な景観の保全・形成・創出
- 2 環境美化の推進
- 3 市民・事業者との協働

●美しいまちづくりに関する取り組みの経緯（概要）

年度	取 り 組 み の 概 要
H 4	● 都市景観条例の制定
H 5	● 都市景観基本計画を策定 ● 大規模建築物等のガイドライン（誘導基準）を策定
H 6	● 大規模建築物等の届出制度の開始
H 9	● 環境美化条例の制定
H10	● 屋外広告物条例の制定
H15	● 都市景観形成地区の指定（仏生山歴史街道）
H18	● 歩きたばこ禁止区域の指定
H20	● 大規模建築物等のガイドライン（誘導基準）の改定（栗林公園周辺） ● たかまつ美しいまちづくりシンポジウムの開催
H21	● 美しいまちづくり条例の制定
H22	● 美しいまちづくり基本計画の策定
H23	● たかまつ美しいまちづくりシンポジウム 2012 の開催 ● 景観計画の策定 ● 都市景観条例の改正（景観法に基づく景観条例）
H24	● 景観条例に基づく届出制度の開始（7月1日から）
H27	● 景観計画の変更

2. 景観形成

これまで、平成5年3月に策定した「都市景観条例」に基づき、一定規模以上の建築物の新築等の行為に対する規制・誘導に取り組んでまいりましたが、平成21年12月に制定した「美しいまちづくり条例」に基づく、本市の景観形成の指針である「美しいまちづくり基本計画」に定める目標の実現に向け、良好な景観の形成に大きな影響を及ぼす建築物等の形態や色彩・デザインに関し、地域に即した規制・誘導を進めるために、景観法に基づく「景観計画」を策定するとともに、その実行性を担保するために、「都市景観条例」を景観法に基づく「景観条例」に平成24年3月に改正し、7月1日から施行しました。また、平成28年1月に「景観計画」を変更し、景観形成重点地区を2地区追加指定しました。

3. 良好な景観形成に関する方針

地域の景観特性に配慮した規制・誘導を実施するため、市全域を景観計画区域に指定するとともに、「一般区域」として5つの景観ゾーンと、3つの「景観形成重点地区」を定め、良好な景観形成を推進していきます。

4. 良好な景観形成のための行為制限

「一般区域」の中の5つの景観ゾーンと、3つの「景観形成重点地区」ごとに、届出対象行為を定め、一定規模以上の行為については、景観法に基づく届出等が必要です。

5. 屋外広告物

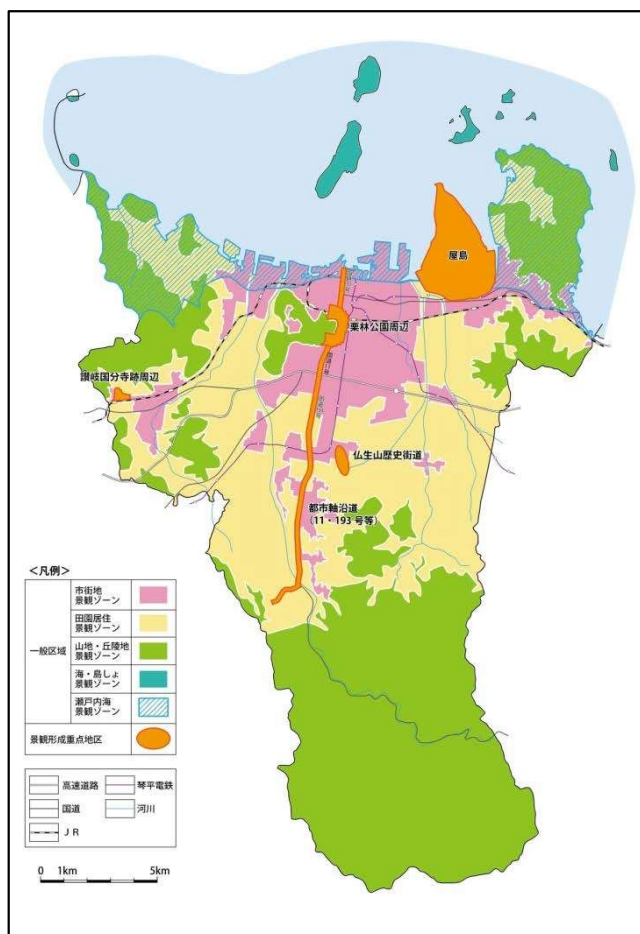
屋外広告物は、私たちに必要な情報を提供するだけでなく、周辺の建物やまちなみと一体となって、都市の個性などを感じさせてくれる都市景観の一部です。しかし、屋外広告物が無秩序に設置されてしまうと、まちの景観を損なうだけでなく、交通安全上の問題が出てくるなど、住民に危害を及ぼすおそれもあります。

このようなことを未然に防止するため、高松市では、平成11年の中核市移行に伴い、「屋外広告物条例」を制定し、禁止地域、禁止物件、許可地域を定め、屋外広告物の規制を行うことにより、より良い都市景観の創出を進めています。

また、屋外広告物に対する直接の規制のほかに、広告物の表示および広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を習得していただくための屋外広告物講習会の開催や、屋外広告業者の登録および営業所へ業務主任者の設置等を義務付けて、屋外広告業者に対する指導を行い、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または、公衆への危害の防止を図っています。さらに、違反広告物の定期的な合同取締りや屋外広告物の掲示等について、啓発を行うとともに、平成16年度から、違反広告物の簡易除却を市民に委任する「違反広告物簡易除却活動員制度」を開始し、除却活動の強化に取り組んでいます。

また、平成24年3月に策定した景観計画において、屋外広告物の規制対象地域や、許可基準の見直しを始め、既存の不適合広告物の適正化など、基本的な事項を定めており、建築物や工作物と一体となった良好な景観形成を目指し、①規制対象地域を市全域に拡大 ②土地利用に準じた許可基準の設定 ③景観形成重点地区ごとに許可基準を設定 ④交差点の規制・誘導強化 ⑤色彩基準の導入等の見直しを行い、平成26年度から実施しています。

景観計画区域図（高松市全域）



第4節 高松市立地適正化計画

1. 高松市立地適正化計画

本市では、平成16年5月に市街化区域と市街化調整区域の区分、線引きを廃止して以降、都心地域で人口が減少する一方で、用途地域縁辺部（用途白地地域等）では人口が増加しており、低密度で拡散型の都市構造になっているほか、平成17年度の市町合併以降も、42万人程度の人口を維持しているものの、今後、国全体と同様に、人口の減少・高齢化が見込まれています。

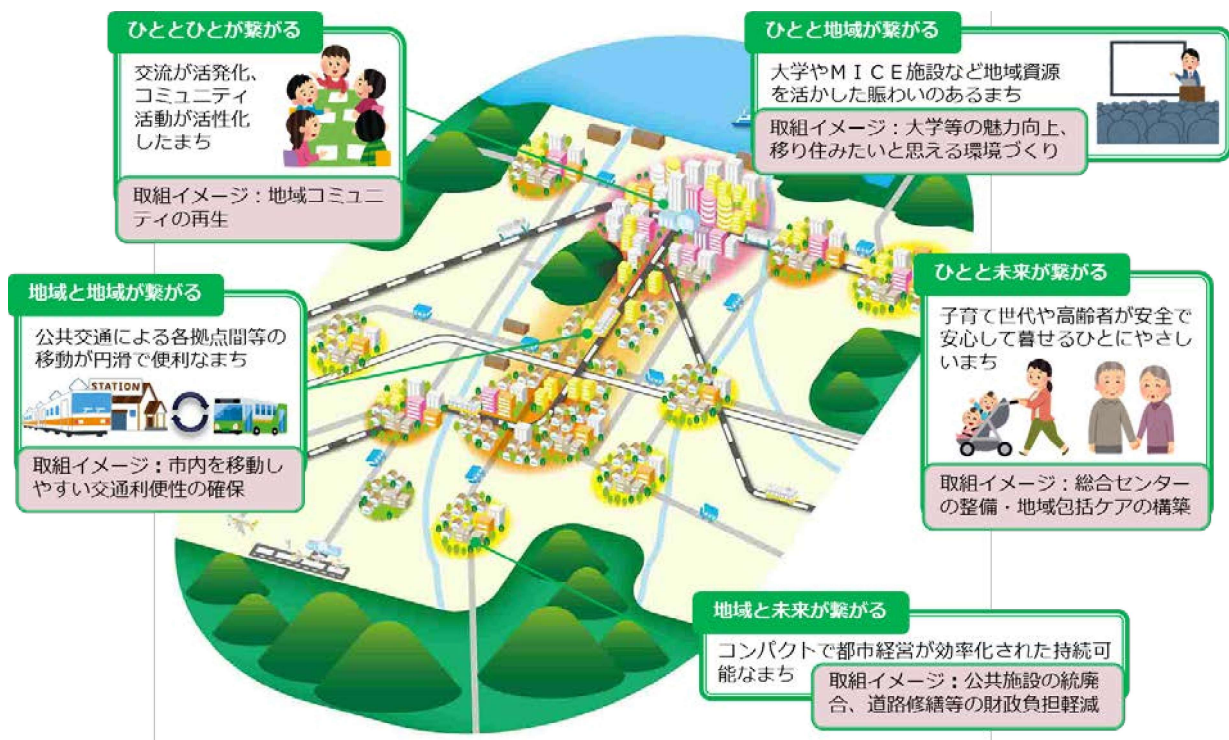
このまま市街地の郊外への拡大・低密度化や人口減少・少子高齢化が進むと、スーパーや銀行などの撤退・縮小等による市民の生活利便性の低下や、財政硬直化による行政サービス水準の低下など、自治体運営に関わる様々な問題の発生が懸念されることとなります。

このようなことから、平成20年に策定した高松市都市計画マスタープランにおいて、従来の拡散型のまちづくりから転換し、集約型の「多核連携型コンパクト・エコシティ」を目指すべき都市構造として掲げるとともに、その実現に向けた総合的な視点でのまちづくりの指針として「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」を平成25年5月に策定し、これまで種々の施策に取り組んできました。

30年、50年後においても、活力を失わず、市民がいきいきと安心して暮らせるよう、コンパクトで持続可能なまちづくりに取り組んでおり、「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現に向けた取組を後押しするため、平成30年3月に高松市立地適正化計画を策定しました。

●まちづくりの理念

「コンパクト・プラス・ネットワークで繋がる ひと 地域 未来」



◆まちづくりの方針

- ・若年層の転出抑制など人口減少対策及び人口密度維持の取組による都市活力・生活利便性の確保
- ・公共交通を中心とした交通利便性の確保
- ・コミュニティの活性化と地域包括ケアシステムの構築による地域力の強化
- ・子どもを産み育てやすく、老後まで暮らしたいと思える暮らしやすさの向上
- ・公共施設統廃合、人口増加地区への対応及び市街地の郊外への拡大抑制による都市経営の効率化

2. 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のことです。

また、都市機能誘導区域は、環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域的な拠点性を備えたものから、居住地に近い地域で利便性の高いサービスを受けるための身近な都市機能まで、地域の特性に応じて、3つに分類しています。

① 広域都市機能誘導区域

中心市街地における環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域的な拠点性の強化と都市の魅力の向上に向け、都市機能の集積を図る区域

② 一般都市機能誘導区域

居住地に近い地域で利便性の高いサービスを受けられるよう、日常生活に係る身近な都市機能の維持・誘導を図る区域

③ 学術都市機能誘導区域

研究開発や新規産業創出の拠点として、技術・情報・文化等の都市機能の維持・誘導を図る区域

3. 誘導施設

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべきとされる都市機能増進施設（医療・福祉・商業施設等）です。各都市機能誘導区域において、まちの魅力づくりや居住者の利便性などの観点から検討し、現在不足している機能（施設）や、今後とも維持が求められる機能（施設）等を対象に設定しています。

4. 居住誘導区域

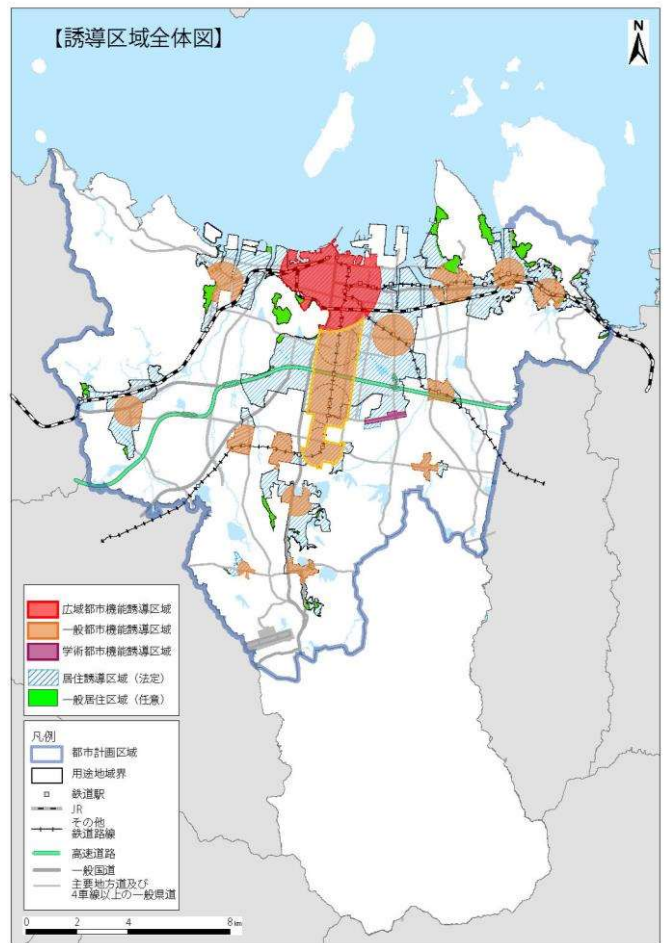
居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のことです。

また、居住誘導区域は、現在一定以上の人口集積があり、今後とも増加が見込まれる区域・既に道路や公園、下水道等の都市基盤が整備されている区域・生活サービス機能の集積があり、公共交通ネットワークの利便性が高い区域に設定しています。

なお、居住誘導区域に設定していない区域でも下水道など良好な都市基盤が確保されている区域については、今後とも良好な都市基盤を保全していく一般居住誘導区域として設定しています。

5. 届出制度

都市再生特別措置法の規定により、都市機能誘導区域外で誘導施設を整備する場合、又は居住誘導区域外で一定規模以上の住宅を整備する場合、その行為を行おうとする者は、行為に着手する日の30日前までに届出が必要になります。



誘導施設

	施設の種類の種類	誘導施設の設定		
		広域	一般	学術
行政機能	本庁	○	—	—
	総合センター	—	○	—
介護・保健機能	地域包括支援センター	○	○	—
	保健センター	○	○	—
商業機能	百貨店 複合型商業施設 (再開発・駅ビル)	○	—	—
	食品スーパー (1,000㎡以上)	○	○	—
医療機能	地域医療支援病院	○	—	—
	診療所(内科、外科(整形外科を含む)、小児科)	○	○	—
金融機能	銀行等の金融機関	○	○	—
教育・文化・交流機能	文化(多目的)ホール 体育館・美術館 教育交流施設	○	—	—
	図書館・大学	○	—	○
	交流センター	—	○	—
	コンベンション施設	○	—	○
	研究施設	—	—	○

第5節 高松市都市計画審議会関係

1. 高松市都市計画審議会条例

(制定 昭和44年12月22日条例第30号)

(改正 平成7年7月14日条例第31号)

(改正 平成12年3月27日条例第18号)

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、高松市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- 学識経験者
- 市議会議員
- 関係行政機関の職員
- 香川県の職員
- 前各号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

3 前項第2号から第4号までに掲げる委員がその身分を失ったときは、委員を辞したものとする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、第2条第2項第1号に掲げる委員のうちから委員の選挙により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関する臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(常務委員会)

第7条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長が指名する委員5人以内で組織する。

3 前条の規定は、常務委員会の会議について準用する。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、審議会に出席し、調査審議事項について意見を述べることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則 （昭和44年12月22日）

この条例は、公布の日から施行する。

附則 （平成7年7月14日）

この条例は、公布の日から施行する。

附則 （平成12年3月27日）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（同条を第2条とする部分を除く。）は、同年8月10日から施行する。

2. 都市計画審議会開催経緯

	開催年月日	審議案件		開催年月日	審議案件
昭和44年度	昭和44年12月22日、高松市都市計画審議会条例公布、同日施行。当初委員委嘱：昭和45年2月13日		昭和53年度	【第20回】 昭和53年7月5日	・臨港地区の変更（名称、F地区【追加】） ・道路の変更（三木高松国分寺線【延伸】、屋島西宝線【番町区域】、高松海岸線【瀬戸内町幅員】、中新町詰田川線ほか37路線【名称】）
昭和45年度	【第1回】 昭和45年4月21日	・臨港地区の変更（朝日町、香西本町、神在川窪町【追加】） ・自動車ターミナルの決定（四国トラックターミナル）	昭和54年度	【第21回】 昭和55年1月17日	・道路の変更（宮脇中野町線【追加】） ・公園の変更（姥ヶ池公園【区域変更】） ・公園の変更（栗林公園【駐車場区域変更】） ・公園の変更（香川県総合運動公園【追加】）
	【第2回】 昭和45年6月30日	・土地区画整理事業の決定（南部第一土地区画整理事業） ・道路の変更（木太鬼無線【上之町線形】、高松海岸線【瀬戸内町線形幅員】） ・都市下水路の変更（中川都市下水路【縮小変更】）		【第22回】 昭和55年2月2日	・道路の変更（錦町円座線【円座構造形式】） ・道路の変更（室町新田線【新田線形】） ・道路の変更（屋島東山崎線【東山崎線形】） ・道路の変更（高松海岸線【起点変更】） ・道路の変更（詰田川牟礼線【幅員縮小】） ・道路の変更（栗林上福岡線【終点交差点】） ・ごみ処理場の変更（高松地区西部広域衛生施設組合ごみ処理場【川部町】） ・公園の変更（太田第3公園、太田第4公園、太田第6公園、太田第7公園、太田第8公園）
	【第3回】 昭和45年7月21日	議案書なし ・市街化区域、市街化調整区域の設定について			
	【第4回】 昭和45年8月14日	・市街化区域、市街化調整区域の設定にかかる要望事項について ・土地区画整理事業の決定（上之町太田第一土地区画整理事業） ・道路の変更（福岡伏石線【延伸】、今里上福岡線【追加】）			
	【第5回】 昭和45年10月15日	・都市高速鉄道の決定（日本国有鉄道高德本線）			
昭和46年度	【第6回】 昭和46年4月9日	・市街化区域及び市街化調整区域の決定	昭和55年度	【第23回】 昭和55年5月15日	・下水道の変更（公共下水道）
昭和47年度	【第7回】 昭和46年11月15日	・墓園の決定（平和公園） ・公園の変更（郷東第1公園、郷東第2公園、中津公園）		【第24回】 昭和56年1月10日	・道路の変更（公園東門線【栗林町拡張】） ・公園の変更（南部第1公園）
	【第8回】 昭和47年7月24日	・緑地の決定（香東川緑地）	昭和56年度	【第25回】 昭和56年5月21日	・道路の変更（高松港寺井線【延伸、線形】） ・道路の変更（高松海岸線【香東川兩岸、木太町】） ・道路の変更（郷東西山崎線【延伸】） ・駐車場の変更（中央駐車場【増設】） ・駐車場整備地区の決定（高松駐車場整備地区）
	【第9回】 昭和48年1月22日	・用途地域の変更（新都市計画法に基づく変更素案）		【第26回】 昭和56年8月8日	・火葬場の変更（高松市葬祭場）継続審議 ・公園の変更（沖松島新公園）継続審議 ・公園の変更（太田第1公園、太田第2公園）
	【第10回】 昭和48年3月1日	・用途地域の変更について（前回からの継続審議案件） ・道路の変更（屋島東山崎線【屋島西町延伸、線形】、錦町円座線【起点変更、延長減】、高松海岸線【木太町、屋島西町線形】）		【第27回】 昭和56年8月28日	・火葬場の変更（高松市葬祭場） ・公園の変更（沖松島新公園）
	【第11回】 昭和48年4月17日 昭和48年度（昭和47年度から継続）	・用途地域の変更について（前回からの継続審議案件）用途地域素案の修正意見に対する県の回答について	昭和57年度	【第28回】 昭和57年10月19日	・市街化区域及び市街化調整区域の変更（G地区ほか埋立地編入ほか関連） ・用途地域の変更（同上） ・道路の変更（出作中間線【追加】） ・道路の変更（兵庫町西通町線【一部幅員減少】） ・汚物処理場の変更（高松市衛生処理センター）
【第12回】 昭和48年4月26日	・都市高速鉄道の変更（日本国有鉄道高德本線【名称、区域】） ・駐車場の変更（中野町駐車場【追加】） ・公園の変更（姥ヶ池公園【追加】）	【第29回】 昭和58年6月3日		・道路の変更（福岡林線【木太町幅員、高德線立体交差】） ・緑地の変更（木太海浜緑地）	
【第13回】 昭和48年10月2日	・用途地域の決定（新都市計画法に基づく）	【第30回】 昭和58年8月23日		・道路の変更（香西東臨港線【一部区域】） ・卸売市場の変更（高松市中央卸売市場） ・公園の変更（太田第5公園） ・公園の変更（亥浜第2公園）	
昭和48年度	【第14回】 昭和49年2月8日	・道路の変更（高松港仏生山線【港頭駅前広場】、錦町円座線【円座町線形幅員】、高松港海岸線【港頭関連幅員】） ・公園の変更（玉藻公園【区域変更】） ・下水道の変更（公共下水道）	昭和58年度	【第31回】 昭和59年8月22日	・道路の変更（高松海岸線【汐入川、香東川、香西港】） ・公園の変更（今里中筋公園） ・公園の変更（今里楠川公園） ・公園の変更（相引東公園） ・汚物処理場の変更（高松市衛生処理センター） ・下水道の変更（公共下水道）
	【第15回】 昭和51年2月9日	・道路の変更（朝日町仏生山線【花園、楠上線形変更】） ・公園の変更（南部第1公園、南部第2公園、南部第3公園、南部第4公園、南部第5公園） ・緑地の変更（柚場川緑道）		【第32回】 昭和59年11月13日	・道路の変更（錦町国分寺線【交差点】） ・駐車場の変更（南部駐車場）
昭和51年度	【第16回】 昭和51年8月10日	・建築基準法第51条但し書 ・卸売市場の敷地の位置（高松市中央卸売市場）	昭和59年度		
昭和52年度	【第17回】 昭和52年2月7日	・道路の変更（花園側道【追加】）			
	【第18回】 昭和52年10月11日	・道路の変更（東浜港花ノ宮線【JR栗林駅線形】） ・駐車場の変更（中野町駐車場【廃止】） ・公園の変更（栗林公園【駐車場区域変更】、南部第3公園【変更】）			
	【第19回】 昭和52年12月5日	・道路の変更（高松海岸線【香西北町延伸、木太町線形】）			

	開催年月日	審議案件
昭和60年度	【第33回】 昭和60年3月11日	◆駐車場の変更(高松市立美術館地下駐車場) ◆道路の変更(錦町国分寺綾南線【延伸】)
	【第34回】 昭和60年9月27日	◆道路の変更(高松海岸線【香東川両岸】) ◆緑地の変更(新浜緑地)
	【第35回】 昭和61年2月6日	◆道路の変更(郷東西山崎線【郷東立体部】) ◆市街化区域及び市街化調整区域の変更(太田第2地区【編入ほか関連】) ◆用途地域の変更(太田第2地区) ◆土地区画整理事業の決定(太田第二土地区画整理事業) ◆道路の変更(福岡多肥下町線、伏石大池線、太田下町林線) ◆道路の変更(木太林線、伏石松縄線、太田下町多肥下町線、上福岡松縄線)
	【第36回】 昭和62年2月5日	◆道路の変更(高松海岸線【大の場跨線橋】) ◆公園の変更(高田公園) ◆下水道の変更(公共下水道)
	【第37回】 昭和63年2月2日	◆下水道の変更(郷東都市下水道)
昭和61年度	【第36回】 昭和62年2月5日	◆道路の変更(高松海岸線【大の場跨線橋】) ◆公園の変更(高田公園) ◆下水道の変更(公共下水道)
昭和62年度	【第37回】 昭和63年2月2日	◆下水道の変更(郷東都市下水道)
昭和63年度	【第38回】 昭和63年5月27日	◆用途地域の変更(太田第2区画整理地区) ◆道路の変更(伏石林線【追加】) ◆公園の変更(杣場川公園) ◆下水道の変更(公共下水道)
平成元年度	【第39回】 平成元年10月30日	◆下水道の変更(公共下水道)
平成2年度	【第40回】 平成2年11月1日	◆道路の変更(三木高松線【追加】以下関連) ◆道路の変更(三木高松国分寺線、高松港寺井線、屋島東山崎線、福岡林線、郷東西山崎線、出作中間線)
	【第41回】 平成3年2月6日	◆道路の変更(高松海岸線【丸の内】) ◆公園の変更(松島東公園)
平成3年度	【第42回】 平成3年9月5日	◆道路の変更(福岡三谷線、福岡多肥上町線、朝日町仏生山線、成合六条線【追加ほか関連】) ◆道路の変更(木太多肥上町線【延伸】) ◆下水道の変更(公共下水道) ◆公園の変更(木太北部公園)
	【第43回】 平成3年11月25日	◆道路の変更(高松海岸線、屋島中町線【追加ほか関連】) ◆火葬場の変更(高松市葬祭場) ◆公園の変更(沖松島新公園)
平成4年度	【第44回】 平成4年10月23日	◆市街化区域及び市街化調整区域の変更(港頭地区【新規編入ほか関連】) ◆用途地域の変更(港頭地区) ◆臨港地区の変更(港頭地区) ◆土地区画整理事業の決定(高松港頭土地区画整理事業) ◆道路の変更(高松港寺井線、浜ノ町栗林公園線、高松駅前線、港頭中央1号線、港頭中央2号線) ◆道路の変更(高松駅北線、港頭東線) ◆公園の変更(玉藻公園) ◆道路の変更(太田下町長池線、伏石林線、今里松縄線、伏石平塚線、太田下町多肥下町1号線、太田下町多肥下町2号線【変更及び追加】) ◆公園の変更(太田第2区画内公園【13公園追加】)
	【第45回】 平成5年1月27日	◆下水道の変更(流域下水道) ◆下水道の変更(公共下水道)
	【第46回】 平成5年5月28日	◆道路の変更(室町新田線【高松志度線交差部】) ◆地区計画の決定(港頭地区)
平成5年度	【第47回】 平成6年1月24日	◆公園の変更(木太新開公園)

	開催年月日	審議案件
平成6年度	【第48回】 平成6年10月25日	◆市街化区域及び市街化調整区域の変更(定期見直し) ◆用途地域の変更(市街化編入関連) ◆道路の変更(高松駅南線) ◆公園の変更(東部運動公園) ◆駐車場の変更(瓦町駅地下駐車場) ◆駐車場の変更(瓦町駅地下自転車駐車場)
	【第49回】 平成7年6月27日	◆道路の変更(香西東臨港線、香西東町香西南町線) ◆公園の変更(太田第2区画内公園) ◆緑地の変更(相引川緑地)
平成7年度	【第50回】 平成7年11月10日	◆用途地域の変更(港頭地区) ◆下水道の変更(香東川流域下水道) ◆地区計画の変更(港頭地区) ◆防火地域及び準防火地域の変更(港頭地区) ◆駐車場整備地区の変更(港頭地区ほか) ◆下水道の変更(公共下水道)
	【第51回】 平成8年1月23日	◆用途地域の変更(新用途地域) ◆道路の変更(詰田川牟礼線) ◆高度利用地区の決定(片原町駅西第3街区) ◆第一種市街地再開発事業の決定(片原町駅西第3街区)
平成8年度	【第52回】 平成9年1月13日	◆と畜場の決定(食肉センター) ◆地区計画の変更(太田第2シンボル地区)
平成9年度	【第53回】 平成9年11月4日	◆駐車場の変更(高松駅前広場地下駐車場) ◆駐車場の変更(高松駅前広場地下自転車駐車場) ◆都市計画マスタープラン
平成10年度	【第54回】 平成10年5月29日	◆道路の変更(郷東岡本線、錦町国分寺綾南線、出作中間線) ◆都市高速鉄道の変更(琴電琴平線、長尾線) ◆道路の変更(瓦町松島線、藤塚側道1号線、藤塚側道2号線) ◆公園の変更(玉藻公園)
平成11年度	【第55回】 平成11年1月22日	◆道路の変更(木太鬼無線、屋島東山崎線)
平成12年度	【第56回】 平成13年1月26日	◆道路の変更(木太鬼無線、三木高松線ほか33路線の車線数付加) ◆道路の変更(兵庫町西通町線ほか22路線の車線数付加)
	【第57回】 平成13年2月28日	◆高度利用地区の変更(高松丸亀町商店街A街区、G街区) ◆第一種市街地再開発事業の決定(高松丸亀町商店街A街区) ◆第一種市街地再開発事業の決定(高松丸亀町商店街G街区)
平成13年度	【第58回】 平成13年10月2日	◆下水道の変更(公共下水道) ◆香川中央都市計画区域内の一般廃棄物処理施設の敷地の位置の適否について(建築基準法第51条但し書) ◆審議会運営要綱の改正
	【第59回】 平成14年1月22日	◆道路の変更(三木高松線、三木高松国分寺線、福岡三谷線) ◆地区計画の変更(ラ・プエルタ多肥地区の策定)
平成14年度	【第60回】 平成14年7月9日	◆用途地域の変更(朝日新町地区:工業専用⇒準工業) ◆地区計画の変更(朝日新町地区の策定) ◆香川中央都市計画区域内の一般廃棄物処理施設の敷地の位置の適否について(建築基準法第51条但し書)

	開催年月日	審議案件
平成15年度	【第61回】 平成15年6月3日	・地区計画の変更(コーモド春日地区、ラ・プエルタ元山地区、ラ・プエルタ多肥第2地区の策定)
	【第62回】 平成16年2月6日	・高松広域都市計画区域の指定 ・整備、開発及び保全の方針の決定 ・香川中央都市計画区域区分の廃止 ・特定用途制限地域の決定 ・建築基準法第22条区域等の指定 ・風致地区の変更 ・都市計画決定の名称変更(県・市) ・地区計画の変更(ラ・プエルタ多肥第3地区、第4地区の策定)
	【第63回】 平成16年3月26日	・都市再生特別地区の決定(高松丸亀町商店街A街区・内町街区) ・高度利用地区の変更(高松丸亀町商店街A街区の廃止) ・第一種市街地再開発事業の変更(高松丸亀町商店街A街区) ・名称変更(都市再生特別地区)
平成16年度	【第64回】 平成17年1月28日	・用途地域の変更(田村・太田、林、川島地区、成合六条線関連、香西地区) ・特定用途制限地域の変更(用途指定地域の除外) ・道路の変更(高松漁港ほか6路線の縮小、廃止) ・道路の変更(高松海岸線【縮小】ほか3路線)
平成17年度	【第65回】 平成18年3月1日	・道路ほか1都市計画の変更(合併関連：県) ・用途地域ほか11都市計画の変更(合併関連：市) ・地区計画の変更(4町パティオ地区の策定)
平成18年度	【第66回】 平成18年8月31日	・公園の変更(松島公園)
平成19年度	【第67回】 平成19年8月27日	・特別用途地区の決定(大規模集客施設制限地区) ・地区計画の変更(高松港頭地区)
	【第68回】 平成19年12月25日	・高松広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 ・臨港地区の変更(高松港)
	【第69回】 平成20年3月28日	・臨港地区の変更(立石港の策定) ・地区計画の変更(高松丸亀町商店街地区の策定)
平成20年度	【第70回】 平成20年12月2日	・高松市都市計画マスタープラン ・特定用途制限地域の変更(適用除外規定) ・高松広域都市計画区域内の一般廃棄物処理施設の敷地の位置の適否について(建築基準法第51条但し書)
平成21年度	【第71回】 平成21年6月8日	・都市再生特別地区の変更(高松丸亀町商店街G街区の策定) ・第一種市街地再開発事業の変更(高松丸亀町商店街G街区) ・高度利用地区の変更(高松丸亀町商店街G街区の廃止) ・地区計画の変更(朝日町一丁目地区、栗林公園北部地区、林町地区の策定)
平成22年度	【第72回】 平成23年3月30日	・用途地域の変更(仏生山駅周辺地区：用途白地→第一種住居地域) ・特定用途制限地域の変更(種類及び概要などの変更、県農業試験場跡地の廃止) ・臨港地区の変更(石場港の策定、久通港) ・下水道の変更(屋島西ポンプ場) ・用途地域の指定のない区域の容積率の変更 ・建築基準法第22条指定区域の指定

	開催年月日	審議案件
平成23年度	【第73回】 平成24年1月17日	・ごみ焼却場の変更(香川環境センターの廃止) ・ごみ処理場の変更(牟礼ごみ処理場の廃止) ・高松市景観計画の策定
平成24年度	【第74回】 平成24年7月20日	・高松広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 ・道路の変更(高松駅南線) ・建築基準法第22条指定区域の指定
平成25年度	【第75回】 平成25年8月2日	・臨港地区の変更(高松港朝日地区) ・用途地域の変更(朝日町三丁目地区：埋立により工業及び工業専用へ) ・下水道の変更(屋島西ポンプ場) ・地区計画の変更(林町第2地区の策定) ・建築基準法第22条指定区域の指定
	【第76回】 平成26年2月14日	・道路の変更(木太鬼無線) ・下水道の変更(日新ポンプ場)
平成26年度	【第77回】 平成26年7月14日	・公園の変更(三谷公園) ・汚物処理場の変更(高松市衛生センター)
	【第78回】 平成27年2月2日	・臨港地区の変更(高松港弦打地区) ・用途地域の変更(郷東町臨海地区：工業専用地域⇒工業地域) ・公園の変更(南部地域運動公園) ・地区計画の変更(郷東町香川県臨海企業団地地区地区計画) ・建築基準法第22条指定区域の指定
平成27年度	【第79回】 平成27年8月3日	・公園の変更(太田南皿井公園) ・高松市景観計画の変更
	【第80回】 平成28年2月1日	・用途地域の変更(香西北町地区：工業専用地域) ・臨港地区の変更(高松港) ・臨港地区の変更(牟礼港、志度港) ・公園の変更(木太えびす公園、香西南町公園) ・下水道の変更(流域関連公共下水道及び流域下水道を公共下水道へ編入) ・建築基準法第22条指定区域の指定
平成28年度	【第81回】 平成28年10月4日	・道路の変更(三木高松国分寺線)
平成29年度	【第82回】 平成29年3月28日	・公園の変更(大野公園) ・汚物処理場の変更(高松市衛生処理センターの廃止)
	【第83回】 平成29年7月24日	・用途地域の変更(綾川町用途地域指定) ・高松市都市計画マスタープランの改定
平成30年度	【第84回】 平成29年11月7日	・道路の変更(郷東香南線)
	【第85回】 平成30年1月30日	・高松市立地適正化計画
令和元年度	【第86回】 平成30年6月1日	・高度利用地区の変更(大工町・磨屋町地区) ・第一種市街地再開発事業の決定(高松市大工町・磨屋町地区) ・地区計画の変更(高松丸亀町商店街地区)
	【第87回】 平成31年1月23日	・道路の変更(高松海岸線) ・地区計画の変更(建築基準法の改正) ・高松市立地適正化計画の一部改定
令和元年度	【第88回】 令和元年6月12日	・公園の変更(円座永井公園) ・市場の変更(高松市中央卸売市場)
	【第89回】 令和元年11月25日	・特定用途制限地域の変更(種類及び概要などの変更) ・道路の変更(錦町国分寺綾南線) ・用途地域の指定のない区域の容積率の変更
令和元年度	【第90回】 令和2年2月18日	・道路の変更(成合六条線)

	開催年月日	審議案件
令和2年度	【第91回】 令和2年6月1日	◆用途地域の変更(弦打地区:工業地域、朝日地区:準工業地域) ◆特別用途地区の変更(朝日地区) ◆臨港地区の変更(高松港弦打地区、高松港朝日地区) ◆地区計画の変更(朝日新町第2地区地区計画) ◆地区計画の変更(高松港頭地区地区計画) ◆建築基準法第22条指定区域の指定 ◆高松市立地適正化計画の一部改定

高松市の都市計画

令和2年7月

編集・発行 高松市都市整備局都市計画課
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
TEL 087-839-2455 FAX 087-839-2452
E-mail toshikei@city.takamatsu.lg.jp
URL <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp>